

## 第10次千葉県廃棄物処理計画の策定について

千葉県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、1974年から5次にわたる「産業廃棄物処理計画」を策定してきましたが、2000年の廃棄物処理法の改正により、第6次計画以降は、一般廃棄物を含めた「廃棄物処理計画」を策定し、循環型社会の構築に向けた総合的な廃棄物対策を推進してきたところです。

2021年3月に、2025年度を目標年度とする「第10次千葉県廃棄物処理計画」を策定しましたので、その概要について紹介します。

### 1 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定による法定計画として、県全体の廃棄物に関する施策の基本方針を示すとともに、千葉県総合計画及び千葉県環境基本計画を上位計画とした、循環型社会を築くための個別計画として位置付けています。

併せて、本計画を、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条で規定する「都道府県食品ロス削減推進計画」として位置付けるとともに、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（2019年3月29日付け環循適発第1903293号）（以下、「2019年環境省通知」という。）で示された「ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」として位置付けています。

### 2 背景となる社会動向

本計画を策定するに当たり、以下の主な社会動向を反映させています。

#### （1）持続可能な開発目標（SDGs）

国連総会において、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、2015年9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。その中で、2030年までに達成すべき国際社会全体の目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が示され、17のゴールと169の具体的なターゲットが設定されました。

廃棄物との関わりが深い食品ロスについては、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させる」ことが掲げられており、既にEU、イギリス、アメリカ等の各国で、一人当たりの食品廃棄物量について削減率等の目標が設定されています。

また、海洋プラスチックごみは、陸上で製造・消費されたプラスチックの処理

が正しく行われず、その多くが海に流出し、自然分解することなく、そのまま、あるいは破碎・細分化されて残り続け、生態系を含めた海洋環境や沿岸域の居住環境、観光・漁業への影響など、さまざまな問題を引き起こしています。

近年、マイクロプラスチック（一般に5mm以下の微細なプラスチック粒子）による海洋生態系への影響が懸念されており、世界規模での取組が求められています。

「持続可能な開発目標（SDGs）」の17のゴールのうち、主に廃棄物分野と関わりが深い項目として以下の項目がありますが、各ゴールはそれぞれのターゲットを通じて相互に関係しており、全体を俯瞰する視点を持って達成を目指すことが求められています。



## (2) 第四次循環型社会形成推進基本計画における方針

国において、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が2018年6月に策定されました。同計画は、国際状況の変化や国内で進む人口減少・少子高齢化社会、各地で頻発する災害等を背景に、第三次計画で掲げた「質」にも注目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核に据え、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上について掲げた計画となっています。

## (3) プラスチック資源循環を巡る動き

日本を含む先進国の廃プラスチック資源循環を支えていたアジア諸国への輸出が規制されたことで、国内での貯留量が増加傾向となり、プラスチック製品の使用・排出抑制を含め、様々な対策が必要となっています。

このような状況を受け、国において、「3R+Renewable」を基本原則とし、2030年までに「ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの累積25%排出抑制」、「容器包装の6割をリユース・リサイクル」等を目標として掲げる「プラスチック資源循環戦略」が、2019年5月に策定されました。

## (4) 食品ロス削減推進法と食品ロス削減推進計画の策定

近年の食品ロスに関する国際的な関心の高まり等を背景に、国、地方公共団体、

事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを定めた「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」が2019年5月に成立し、同年10月に施行されました。また、都道府県及び市町村は、政府の定める基本計画等を踏まえ、「食品ロス削減推進計画」の策定に努めることとされました。

#### （5）安定的・効率的な施設整備及び運営

国では、1997年に「ごみ処理の広域化計画について」（1997年5月28日付け衛環第173号）（以下、「1997年厚生省通知」という。）を発出し、ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化（以下「広域化・集約化」という。）を進めてきましたが、近年、廃棄物を取り巻く状況は大きく変化しており、廃棄物処理に係る担い手不足、老朽化した廃棄物処理施設の増加、人口減少による廃棄物処理の非効率化等が懸念されています。そのような状況の中、国は、2019年環境省通知を発出し、広域化・集約化をさらに促進することとしました。

#### （6）災害廃棄物対策

国では、東日本大震災で得た経験や知見を踏まえて2014年3月に策定した「災害廃棄物対策指針」について、その後に発生した関東・東北豪雨災害や熊本地震等の教訓や明らかになった課題等を踏まえ、2018年3月に改定しました。

新たな指針では、大規模災害発生時においても災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目指し、災害発生時の初動対応等の各段階において実施すべき事項を具体的に示したものとなっています。また、国、県、市町村における平時の備えの充実についても記されており、体制整備や仮置場の確保、人材育成、災害協定の充実が求められています。

#### （7）高齢化社会に対応した廃棄物処理システムの構築

日本では今後、少子高齢化が一層進むと見込まれており、2065年には高齢化率が38.4%に達するとともに、1世帯当たりの人数が減少し、高齢者のみの世帯や高齢者の単身世帯が増加すると推計されています。

既に、身体に問題を抱え日常のごみ出しに支障をきたしている等の事例も増えており、高齢者や障がい者に対するごみ出し支援事業を実施している市町村もあります。

国においても、事例の分析や課題の抽出等を踏まえてガイドラインの作成を進めており、高齢化社会へ対応した廃棄物処理体制の転換が求められています。

### (8) 新型コロナウイルス感染症による暮らしや事業活動への影響

世界的規模の流行である新型コロナウイルス感染症は、人々の暮らしや事業活動を一変させました。

在宅勤務の増加や外出自粛に伴い在宅時間が長くなり、生活ごみが増えるだけでなく、片付け等の機会が増加しました。さらに、リモートワークの導入が進んだことで家具等の需要も高まり、一方で大型ごみ等の排出にも増加傾向がみられました。

このような状況においても、廃棄物処理は国民生活や日本経済の安定確保に不可欠であることから、国では、2020年9月に「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定する等、安定した廃棄物処理を維持できるような体制づくりが求められています。

## 3 県が取り組むべき課題

前計画である第9次千葉県廃棄物処理計画の達成見込み状況及び県の廃棄物処理の現状、近年の社会の動向を踏まえ、県は、次の課題に取り組むこととしています。

- ① 県民、事業者と連携した3Rの推進
- ② 食品ロスの削減の推進
- ③ プラスチック等資源の循環利用
- ④ PCB廃棄物の適正処理の推進
- ⑤ 不法投棄の未然防止
- ⑥ 高齢化社会への対応
- ⑦ 持続可能な適正処理の確保
- ⑧ 廃棄物エネルギーの活用推進
- ⑨ ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化の推進
- ⑩ 災害廃棄物処理体制の強化

このうち②、③、④、⑨、⑩については、重点的に取り組むべき課題としています。

#### 4 本計画の基本方針

国の基本方針及び県の現況や社会の動向を踏まえ、持続可能な循環型社会の構築に向け、新たな課題への対応や近年頻発する災害に対する体制の整備等、本計画における基本方針は次のとおりです。

### 基本方針

#### みんなで作る『持続可能な循環型社会』の構築

『持続可能な循環型社会』の構築を目指し、県民、事業者、国、県、市町村等の各主体が取組を進めるとともに、相互に連携し、さらなる廃棄物の排出抑制と資源の適正な循環的利用を推進します。

#### 多様化する新たな課題への対応

ごみの排出量の削減、不法投棄の防止といった従来からの問題に加え、食品ロスの削減、廃プラスチック問題への対応等、新たな課題に対し実効性のある施策の展開を図ります。

#### 県民の安全・安心の確保に向けた体制強化

自然災害により、大量に発生する災害廃棄物について、国や県内市町村、事業者等と連携し、迅速な処理体制の強化を図ります。

## 5 本計画の目標

本計画の目標項目については、前計画である第9次千葉県廃棄物処理計画と同様とし、目標の設定に当たっては、国の第四次循環型社会形成推進基本計画で示された目標値を基本として設定しています。

表1 一般廃棄物排出量等の目標値

区分	基準年度 (2018年度)	目標年度 (2025年度)
排出量	206万トン	183万トン以下
一人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	507グラム	440グラム以下
出口側の循環利用率	22.4%	30%以上
最終処分量	14.3万トン	12万トン以下

表2 産業廃棄物排出量等の目標値

区分	基準年度 (2018年度)	目標年度 (2025年度)
排出量	1,752万トン	1,690万トン以下
出口側の循環利用率	49.7%	52%以上
最終処分量	29.4万トン	28万トン以下

## 6 展開する施策

本計画における施策体系については、表3のとおり定めているところです。

表3 廃棄物処理計画の施策体系

I 3Rの推進	    
1 リデュース・リユースの推進 2 食品ロスの削減 3 市町村と連携した3Rの推進 4 排出事業者における自主的な廃棄物の排出抑制や資源化の取組推進 5 循環資源等の利活用の推進 6 効果的なリサイクルの推進(各種リサイクル法の遵守の指導) 7 環境学習の推進	
II 適正処理の推進	   
1 排出事業者における適正処理の推進 2 有害廃棄物の適正処理の推進 3 再生土の適正利用の推進 4 環境美化意識の向上と実践活動の推進 5 海岸漂着物の処理の推進 6 不法投棄等の監視指導及び支障除去対策の実施 7 原発事故由来の放射性物質を含む廃棄物への対応 8 処理困難物や高齢化社会等への対応	
III 適正処理体制の整備	  
1 一般廃棄物処理施設の計画的な整備と適正な維持管理 2 ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化 3 産業廃棄物処理施設の整備と適正な維持管理 4 県全体における適正処理体制の整備 5 施策や制度の実施に関する国への提案・要望	
IV 万全な災害廃棄物処理体制の構築	
1 平時からの備えの強化 2 発災時の迅速な対応	

## 7 新たな取組について

本計画では、以下の新たな取組を盛り込んでいます。

### (1) 食品ロスの削減

食品ロスの問題については、2019年に食品ロス削減推進法が施行され、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体がそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携しながら削減に向けて行動していくことが求められています。本県においても、各主体の相互連携体制を構築するとともに、地域の実情に応じた効果的な普及・啓発等を展開することにより、食品ロスが継続的に削減されるよう取組を進めていきます。

2021年度は、事業者と連携した消費者啓発の取組として、県内のコンビニエンスストアや食品スーパーにおいて、買ってすぐ食べる場合に棚の手前から商品をとる「てまえどり」の呼びかけなどを実施しました。



### (2) ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化

ごみ処理の広域化等については、国が発出した1997年厚生省通知を受けて、県においては1999年3月に「千葉県ごみ処理広域化計画」を策定し、計画を基に焼却施設の集約化等が進められた結果、計画策定時に55施設あった焼却施設は、2020年度末現在で41施設になりました。

こうした中で、国から2019年環境省通知が発出され、市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、気候変動対策の推進、廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進、災害対策の強化等の様々な観点から、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方の検討が必要であることが示されました。

そこで、県では、持続可能な適正処理の確保に向けた取組のひとつとして、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を促進していきます。

### (3) 災害廃棄物処理体制の構築

国の「災害廃棄物対策指針」の改定等を受け、県では、2018年3月に、災害廃棄物処理に関する県の基本的な考え方や、国、県、市町村、関係団体の役割等を示した「千葉県災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理する体制を整備したところです。

また、2019年の房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨で、家屋損壊や浸水、土砂災害等により多様な災害廃棄物が大量に発生しました。災害発生時においても円滑な廃棄物処理が行えるよう、平時から災害による影響を想定し、

災害廃棄物の処理体制の整備や、国や近隣都県、市町村、廃棄物処理業者等との連携を進めています。

本計画は、以下のホームページからダウンロードすることができます。  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/keikaku/kankyouseikatsu/haiki-sakutei2021.html>

## ちば食べきりエコスタイル

家庭やレストランなどでの「食べきり」により、食品がごみになる量をできるだけ減らしていくライフスタイル「ちば食べきりエコスタイル」を推進しています。

### 食品ロスはどれくらい？

国内では、年間約522万トンの食品ロスが発生していると推計されています。これを国民1人当たりで換算すると、1日にお茶碗約1杯分に近いご飯が捨てられている計算です。

区 分	発生量	内 容
事業系食品ロス量	275万ト	規格外品、返品、売れ残り、食べ残し
家庭系食品ロス量	247万ト	食べ残し、過剰除去、直接廃棄
食品ロス量	522万ト	

『日本の食品ロスの状況（令和2年度）』（農林水産省ホームページより）

### できることから始めてみよう

食品ロスを減らすために、毎日の生活の中で「誰でも、すぐに、簡単に」できることがたくさんあります。皆さんも始めてみませんか？



「ちば食べきりエコスタイル」キャラクター  
ノコサーヌ

## 第13次千葉県鳥獣保護管理事業計画の策定について

### 1 私たちと野生生物

千葉県の野山にはキジやカモ類、キツネやタヌキ、イノシシ、シカなどの多様な鳥や獣類が生息しています。こうした多様な生き物たちは自然環境が豊かであることを示している一方で、特定の鳥獣は生活環境、農林水産業及び生態系へ深刻な被害をもたらしています。

そのため、私たちの暮らしと野生生物の関係を考える上で、野生生物の保護だけでなく、適正な生息数に管理する考えや、野生であることを尊重し野生生物への私たち人間からの不要な関与を思い留まることも重要です。

こうしたことから、自然保護課ではコアジサシなどの希少種の保護や有害鳥獣の捕獲推進、「ヒナを拾わないでキャンペーン」への参加など、野生生物との共生を目指す各種の鳥獣保護管理事業に取り組んでいます。

### 2 鳥獣保護管理事業計画について

これら県が実施する鳥獣保護管理事業のおおもとの計画が鳥獣保護管理事業計画です。この計画は鳥獣保護管理法第3条の規定により、環境省が策定した基本指針に即して各都道府県知事が定めることとされています。

千葉県では「第12次計画」の計画期間が2021年度で満了したことから、「第13次千葉県鳥獣保護管理事業計画」を2022年3月に策定しました。計画期間は2027年3月31日までの5年間です。また、策定にあたっては、前計画をベースとしながらも、国の新たな基本指針及び前計画策定時から変化した本県の実情をふまえた修正を加えました。

### 3 計画の概要

#### (1) 鳥獣保護区等

鳥獣保護区の新規指定はありませんが、今後5年間で計35か所(26,556ha)の鳥獣保護区を再指定します。併せて、銃猟に伴う危険の防止、静穏保持のため、レクリエーション等の入林者が多い場所、住宅集合区域の周辺等に特定猟具使用禁止区域118か所(66,621ha)を再指定します。

また、鳥獣保護区内のイノシシ等の被害を防止するため、地元地域から要望があった場合には、指定された鳥獣以外の鳥獣の捕獲を禁止する「狩猟鳥獣(イノシシ等を除く)捕獲禁止区域」の設定を検討することとしました。

## (2) 鳥獣の保護

本県では、キツネの生息数が極めて少なく、将来的に地域個体群の存続に支障が生じるおそれがあり、1999年度から狩猟による捕獲を禁止しています。その期間が2024年10月末で終了するため、出合状況調査を継続し、2024年度に禁止措置の継続について改めて検討します。

同様にヤマドリについても生息数の減少傾向が進行していることが懸念されており、狩猟による捕獲の期間制限を実施しています。その期間が2024年末に終了するため、出合状況調査を継続し、2024年度に制限措置の継続について改めて検討します。

## (3) 有害鳥獣の管理

生息数が著しく増加しその生息地の範囲が拡大しているイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについては、長期的な観点から地域個体群の安定的な維持及び管理を図るため、別に第二種特定鳥獣管理計画を定め、具体的な対策を進めてまいります。

参照第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）、第5次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）、第5次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）  
（第1章 P14～P16）

## (4) 鳥獣の捕獲等の許可

いわゆる狩猟以外で鳥獣を捕獲する場合は許可が必要となりますが、この許可の基準について、ICTを活用する場合の基準を追加しました。自動通報装置等によりわなの作動が確認できる場合であれば、見回り回数を軽減できるほか、安全に管理できる範囲で31個以上のわなが設置できることとしました。

## (5) 生息状況の調査

保護・管理対策上重要な種（現在、サル、イノシシ、キョンなど8種）については、分布状況を調査し鳥獣生息分布図を作成していますが、近年主に東葛飾地域で水田への被害が報告されているコブハクチョウを対象に加えました。

## (6) 担い手の育成

県中南部地域では、以前よりイノシシなどによる農林産物等への甚大な被害が発生していますが、近年は千葉市、香取地域においても被害が発生しています。このため、被害の大きな地域だけではなく、今後被害が拡大する恐れのある地域も含めて、鳥獣の生息状況を把握し、被害状況を踏まえた鳥獣の保護及び管理、

個体群管理を行うことができる人材の育成・確保が必要です。そこで、市町村職員等に対する獣種別の研修会の実施や、わな猟免許の取得を促進するための補助などにより、地域で解決するための体制づくりを推進するとともに、引き続き地域の捕獲の担い手の確保及び育成を図ってまいります。

#### 【主な取組】

- ・ わな猟免許の取得に対する助成
- ・ 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保
- ・ 地域の実情・必要性等を踏まえた狩猟免許試験の開催
- ・ 狩猟に興味はあるが始め方が分からない方を対象にしたハンター養成講座の開催
- ・ わな猟免許取得者の技術向上を図る研修の実施

#### (7) 感染症への対応

##### ○高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザは主に鳥類の間で伝播する感染症であり、ひとたび発生すると畜産業への影響も甚大です。そのため「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、国や県内の関係機関との連携体制を構築していきます。

##### ○豚熱（CSF）

豚熱（CSF）は2018年に国内で26年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける感染が継続して確認されています。そのため、農林水産部局等と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、関係団体等と連携しながら防疫措置を含む捕獲強化等の対策を推進し感染収束に努めてまいります。なお、狩猟者や捕獲従事者に対し「千葉県野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置マニュアル（令和2年2月）」等に基づき、防疫措置をとったうえでの捕獲等を指導していきます。

# 第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）

## 1 現状

県内のイノシシは県南部を中心に分布域が拡大しており、近年は県北部でも確認されています。

水稲や野菜に深刻な被害が発生しており、県内の有害鳥獣による被害総額の約5割となっています。



## 2 計画期間及び目標

### (1) 計画期間

2022年4月1日から2027年3月31日まで（5年間）

### (2) 計画目標

#### ○管理目標

①農作物被害の抑制、②生活環境被害の抑制、③分布域の拡大防止

#### ○数値目標

- ・農家組合長等を対象とした調査で、農業被害が「深刻」及び「大きい」と回答する割合を15%以下とします。
- ・イノシシの定着や農作物被害がない「注意地域」の市町村を増やします。
- ・年間捕獲目標頭数：おおむね約3万頭とします。

## 3 目標達成のための方策

### (1) 区域の設定

各市町村を「被害対策地域」「拡大防止地域」「前線地域」「注意地域」に区分し、イノシシの生息状況や農作物被害状況により、地域の実情に応じた対策を講じます。

### (2) 被害防除

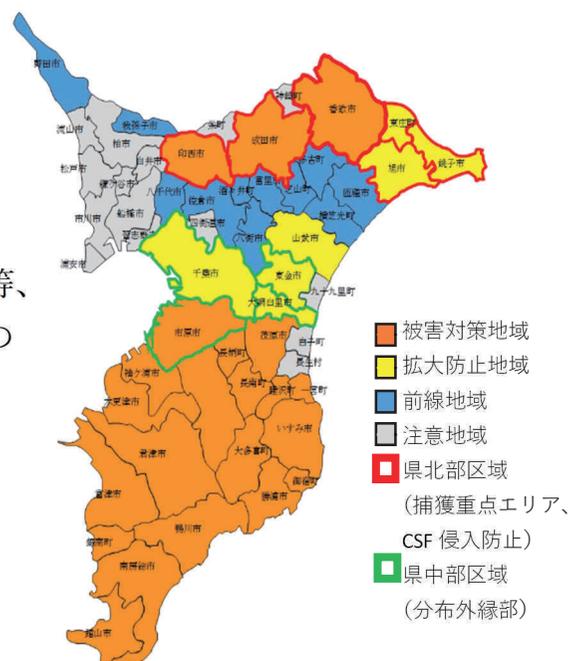
防護柵の設置を推進し、効果が薄い地域では環境診断を行い、効果的な柵の種類を選択や設置方法の見直しを行います。

### (3) 生育環境管理

耕作放棄地の解消、間伐や藪の刈り払い等、集落にイノシシを寄せ付けない環境づくりの積極的な実施を促します。

### (4) 個体数管理

市町村による有害捕獲に加え、特に分布拡大等が懸念される地域での広域捕獲を県が実施するなど、捕獲強化を図ります。



地域区分図（令和3（2021）年度）

# 第5次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）

## 1 現状

近年は、ニホンジカの急激な分布域拡大は抑えられていますが、依然として個体数は増加傾向にあります。生息密度の高い地域では、低木層の種類等が減少し、植生が劣化している状況です。

被害作物については、水稻が最も多く、果樹や野菜、特用林産物等で食害が発生しています。



## 2 計画期間及び目標

### (1) 計画期間

2022年4月1日から2027年3月31日まで（5年間）

### (2) 計画目標

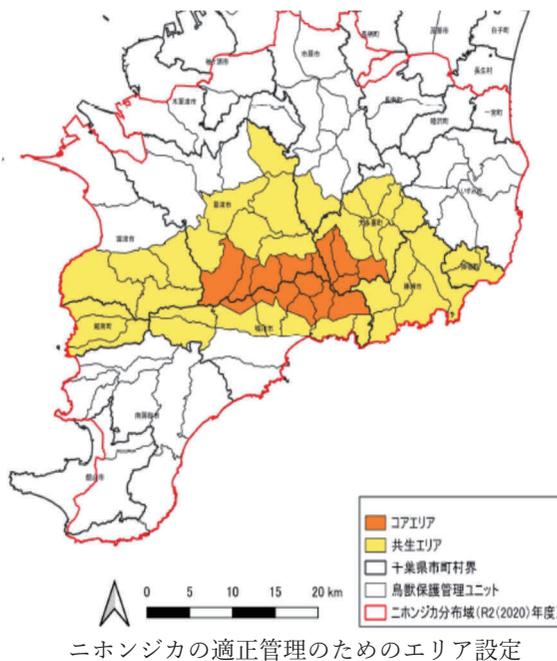
#### ○中長期的な目標

地域個体群の適正規模への抑制及び安定的な維持のため、エリアごとの生息管理をするとともに、林床植生の回復を図ります。

- ・コアエリア（3～7頭/km<sup>2</sup>）
- ・共生エリア（3頭以下/km<sup>2</sup>）

#### ○短期的な目標

- ・個体数を減少傾向に
- ・捕獲目標：8,500頭以上/年度
- ・農業被害額の減少傾向を維持



## 3 目標達成のための方策

### (1) 個体数管理

市町村と県による捕獲強化を図るとともに、ICT技術の活用を積極的に推進します。

### (2) 被害防除対策

状況に応じた防護柵の効果的な設置や、その効果を持続させるため、集落等の地域の力で維持管理するよう指導・助言を行います。

また、イノシシの管理対策と一体的に実施するなど、効率的に対策を進めます。

### (3) 生息環境管理

林縁や農用地における適正管理など、環境整備の積極的な実施を促していきます。

## 第5次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）

### 1 現状

房総丘陵のニホンザルは、約140群と推定され、生息域全体に群れが連続しています。

また、特定外来生物であるアカゲザルとの交雑個体と疑われる個体が広範囲で分布しており、交雑率は生息域中心部で低く、アカゲザルの生息域に近い南西側で高くなっています。



### 2 計画期間及び目標

#### (1) 計画期間

2022年4月1日から2027年3月31日まで（5年間）

#### (2) 計画目標

##### ○中長期的な目標

- ・アカゲザルとニホンザルの交雑を回避し、地域個体群を安定的に維持するために適正な個体群管理を行います。
- ・捕獲と被害対策により、農林業や生活環境への被害を減少させます。

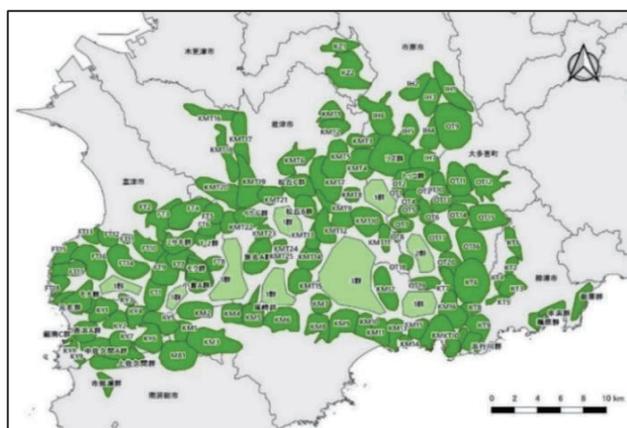
##### ○短期的な目標

- ・交雑個体の除去を進め、交雑率を低下させます。
- ・分布域の前線に位置する群れを優先的に対策し、分布拡大を防止します。

### 3 目標達成のための方策

#### (1) 個体群管理

群れごとの加害程度や個体数、交雑状況を総合的に把握して、群れごとに管理方針を決定し、対策を強化すべき群れについては、行動域等の調査を実施し、計画的な捕獲を実行します。



群れの推定分布図（薄緑色は山間部の群れ）

#### (2) 被害防除

サルに対して高い効果を発揮するサル用防護柵の普及や、住民が主体となった追払いを実施して、人馴れの進行を阻止するとともに、農地から山へ行動域を移動させます。

#### (3) 交雑対策

写真や遺伝子分析により交雑状況調査を実施し、交雑個体の除去を進めます。